平成２６年（フ）第５３３３号
大阪府豊中市寺内１－１－10　介護老人保健施設きんもくせい、住民票上の住所大阪府豊中市上野西４丁目８番21―1105号
債務者　加藤喜久子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３３４号
大阪府豊中市上野西４丁目８番21―1105号
債務者　加藤早輝子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３４５号
大阪府枚方市東船橋２丁目100番７号、住民票上の住所大阪府枚方市楠葉朝日１丁目16番63号
債務者　里川　文子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３５２号
大阪府交野市星田５丁目12番３号
債務者　前田　誠一
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９７号
山形県東置賜郡高畠町大字安久津3312番地の１
債務者　竹田　泰夫
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第９８号
山形県東置賜郡高畠町大字安久津3312番地の１
債務者　竹田　礼子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第５２３号
埼玉県草加市瀬崎１丁目３番９―203号
債務者　貞清　拓巳
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５２６号
埼玉県越谷市北越谷５丁目５番21号　黒田５丁目貸家１
債務者　加瀬谷ひとみ
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
千葉県富里市中沢314番地17
債務者　須藤　忠晴
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８５号
島根県出雲市荒茅町857番地４
債務者　川上　亜希
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後２時
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第４７７０号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目17番17号
債務者　松代　武夫
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１４３号
大阪市鶴見区横堤２丁目５番55―1034号
債務者　中村百合香
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８７号
沖縄県沖縄市中央３丁目２番８号　シティマンションアイリス５－D
債務者　喜友名朝昌
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１９２３号
神奈川県綾瀬市大上１丁目６番１号　エレガント・ヴィラⅡ102
債務者　奈良　弘子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９７６号
横浜市中区新山下３丁目15番３―402号
債務者　世古口登摩
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９９７号
横浜市中区新山下３丁目14番１―403号
債務者　大塚　雅美
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部